

6-2. カメラモニタリングシステム(間接視界)に関する基準(UN-R46 関係)

- 適用範囲

- 自動車(※1)に備えるカメラモニタリングシステム

※1 二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。

- 改正概要

- 保安基準で設置が義務付けられている後写鏡に代えて、「間接視界に関する協定規則(第 46 号)」に定める画質、取付位置、表示時間(タイミング)、倍率(後写鏡の曲率に相当)及び個数(クラス毎の分類)の要件(※2)に適合するカメラモニタリングシステム(CMS)を備えることができることとします。

※2 現在、設置が義務付けられている後写鏡と同等の視界が確保されるように要件が定められている。



車室内(モニター部)



車外(カメラ部)

カメラモニタリングシステム(イメージ)

- 改正時期(予定)
平成 28 年6月

- 適用時期(予定)
平成 28 年 6 月